

漁業法第64条第8項において準用する同条第4項の規定により聴いた留萌海区漁業調整委員会の意見の概要

1 意見の概要

留萌海区漁場計画（令和5年5月31日北海道告示第10849号）の変更案は適当

2 意見の処理の結果

適当であると答申されたことから、案のとおり留萌海区漁場計画を変更

3 その他

令和7年4月9日開催の第23期第1回留萌海区漁業調整委員会において、当該海区漁場計画の変更は適当であると議決された